

一宮町風しん予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 7 年 5 月 28 日

一宮町長

馬淵 昌也



一宮町告示第 42 号

一宮町風しん予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示

一宮町風しん予防接種費用助成事業実施要綱（平成31年一宮町告示第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 条第 2 項中「7 年」を「8 年」に改める。

附 則

この告示は、令和 7 年 6 月 1 日から施行し、改正後の一宮町風しん予防接種費用助成事業実施要綱の規定は令和 7 年 4 月 1 日から適用する。